

三木市吉川地域義務教育学校設置に係る基本設計・実施設計業務プロポーザル審査委員会設置要綱を次のように定める。

令和 8 年 1 0 月 7 日

三木市長 仲 田 一 彦

三木市吉川地域義務教育学校設置に係る基本設計・実施設計業務プロポーザル審査委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 三木市吉川地域義務教育学校設置に係る基本設計・実施設計業務を実施するに当たり、プロポーザル方式により、その業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を厳正かつ公平に決定するため、三木市吉川地域義務教育学校設置に係る基本設計・実施設計業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) プロポーザルの実施要領、仕様書等の確認に関すること。
- (2) 企画提案書等の審査及び候補者の決定に関すること。
- (3) その他プロポーザルの実施に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 副市長
- (3) 教育長
- (4) 総務部長
- (5) 都市整備部建築住宅課長
- (6) 吉川中学校校長

2 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、候補者の選定が終了する日までとする。

2 委員が第3条第1項に掲げる職を離れたときは、当該委員の職の後任者が新たな委員となり、前任者の残任期間を務めるものとする。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、教育長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は非公開とする。

5 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育振興部小中一貫教育推進室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年10月8日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、三木市吉川地域義務教育学校設置に係る基本設計・実施設計業務委託の契約の締結をもってその効力を失う。